

限度額適用認定証について

70歳未満の方へ



この年齢層の方を対象にしています。

70歳未満

健康保険に加入されている70歳未満の方は、入院するときや高額な外来診療を受けるとき、保険証と併せて「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することにより、窓口でのお支払い金額が1か月あたり自己負担限度額までとなります。自己負担限度額については、下記を参考にしてください。(食事代・差額室料、自由診療などは対象外)

● 自己負担限度額(月額)

適用区分	1か月当たりの医療費の自己負担限度額(当月を含む過去12か月以内)		入院時 1食あたりの 食事代
	3回目まで	4回目以降	
ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円
ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円
エ	57,600円	44,400円	460円
オ	35,400円	24,600円	210円 90日超の入院は 申請により160円

※総医療費とは10割負担した場合の金額です。

※非課税世帯・難病患者・小児慢性特定疾病患者は食事代は据置。

※自己負担限度額は、**1か月(各月の1日から末日まで)**の金額です。**入院と外来は別計算となりますのでご注意ください。**

※差額室料や食事代等は自己負担限度額に含まれません。

※月をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

● 自己負担限度額の計算に係る注意点

1 暦月ごとの計算(月の1日~月末まで)

2 同じ医療機関ごとの計算

3 同じ医療機関でも内科と歯科は別計算

4 同じ医療機関でも入院、外来は別計算

5 入院したときの食事代や差額室料、歯科の自由診療など、
保険診療の対象とならないものは対象外

※同じ世帯に70歳以上の方がいる場合は、世帯単位で合算して自己負担限度額を超えた分が後の申請により国保から払戻されます。

お手続きの
ご相談は

● 国民健康保険の方は

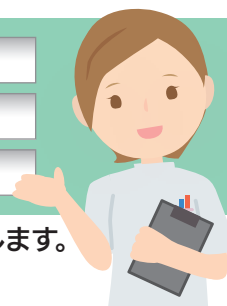
市区町村窓口

● 社会保険の方は

全国健康保険協会

● 共済・組合保険の方は

担当窓口



※「限度額適用認定証」は入院受付時と、月1回保険証と同様に提示をお願いします。

限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 について

70歳～74歳の方・後期高齢者医療制度に加入の方へ



この年齢層の方を対象にしています。

70歳以上

※65歳以上の一部の方を含む

現役並み所得者(保険負担割合:3割)の一部の方は、「限度額適用認定証」を保険者へ申請し、医療機関へ提示することにより、窓口でのお支払い金額が1か月あたり自己負担限度額までとなります(□枠)。また、住民税の世帯構成員全員が住民税非課税の世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険者へ申請し、医療機関へ提示することにより、窓口でのお支払い金額が1か月あたり自己負担限度額までとなります(□枠)。自己負担限度額については、下記を参考にしてください。(食事代・差額室料、自由診療などは対象外)

●「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の自己負担限度額(月額)

負担区分	適用区分	1か月当たりの医療費の自己負担限度額(当月を含む過去12か月以内)		入院時 1食当たりの 食事代
		3回目まで	4回目以降	
★ 現役並 所得者	Ⅲ	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円	460円
	Ⅱ	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円	460円
	Ⅰ	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円	460円
一般		57,600円	44,400円	460円
低所得者Ⅱ	区分Ⅱ	24,600円	24,600円	210円 90日超の入院は 申請により160円
低所得者Ⅰ	区分Ⅰ	15,000円	15,000円	100円

★限度額適用認定証の申請がない場合は、Ⅲでの計算となります。ⅡまたはⅠに該当する場合、支払い後に保険者からの還付を受けることができます。

※総医療費とは10割負担した場合の金額です。 ※非課税世帯・難病患者・小児慢性特定疾病患者は食事代は据置。

※自己負担限度額は、1か月(各月の1日から末日まで)の金額です。入院と外来は別計算となりますのでご注意ください。

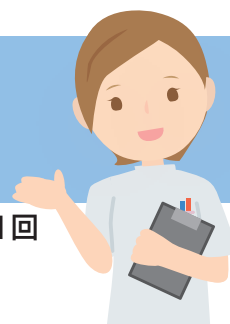
※差額室料や食事代等は自己負担限度額に含まれません。 ※月をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

●自己負担限度額の計算に係る注意点

- 1 暦月ごとの計算(月の1日～月末まで)
- 2 同じ医療機関ごとの計算
- 3 同じ医療機関でも内科と歯科は別計算
- 4 同じ医療機関でも入院、外来は別計算
- 5 入院したときの食事代や差額室料、歯科の自由診療など、保険診療の対象とならないものは対象外

お手続きの
ご相談は

●各市区町村の健康保険課窓口・加入保険者にお問い合わせください



※「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院受付時と、月1回保険証と同様に提示をお願いします。